

事務処理要領の一部改定新旧対照表

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;">第 6 章 補てん金の交付</p> <p>1. 出荷実績数量の報告</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 補てん交付額の算定</p> <p>ア. 加入生産者別に、当該四半期の総契約数量と報告された総購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり補てん額を乗じて算出する。</p> <p>イ. 農場所在地が複数の農協にまたがる加入生産者については、契約数量・出荷実績ともに各農場の数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。</p> <p>ウ. 異常補てんが行われるときは、補てん金額合計から異常補てん金額を差し引き、残額を通常補てん金額とする。</p> <p>エ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。</p> <p><u>オ. 年度途中で複数の加入生産者が経営を統合したことを、経営の譲渡契約書や関係法人の謄本等により確認できる場合、補てん金の対象四半期の契約数量・出荷実績ともに統合前の生産者の農場の対象数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 補てん金の交付</p> <p>1. 出荷実績数量の報告</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 補てん交付額の算定</p> <p>ア. 加入生産者別に、当該四半期の総契約数量と報告された総購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり補てん額を乗じて算出する。</p> <p>イ. 農場所在地が複数の農協にまたがる加入生産者については、契約数量・出荷実績ともに各農場の数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。</p> <p>ウ. 異常補てんが行われるときは、補てん金額合計から異常補てん金額を差し引き、残額を通常補てん金額とする。</p> <p>エ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。</p>

事務処理要領の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<div data-bbox="197 161 371 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">全農一県連</div> <div data-bbox="338 276 985 320" style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書</b></div> <p data-bbox="197 389 1137 539">全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下「業務方法書」という）に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん（以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という）について、次のとおり契約する。</p> <p data-bbox="165 569 421 598">第1条～第3条 〔略〕</p> <p data-bbox="183 632 470 660">（価格差補てん金の返還等）</p> <p data-bbox="165 663 1137 751">第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠った場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p data-bbox="165 783 398 812">第5条以下 〔略〕</p>	<div data-bbox="1205 161 1379 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">全農一県連</div> <div data-bbox="1319 276 1966 320" style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書</b></div> <p data-bbox="1178 389 2119 539">全国農業協同組合連合会（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下「業務方法書」という）に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん（以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という）について、次のとおり契約する。</p> <p data-bbox="1146 569 1402 598">第1条～第3条 〔略〕</p> <p data-bbox="1146 632 2119 751">第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠った場合、または業務方法書附則（平成20年9月2日）に該当する場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p data-bbox="1146 783 1379 812">第5条以下 〔略〕</p>

事務処理要領の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<div data-bbox="181 161 450 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>県連(全農)一農協</p> </div> <p style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書</b></p> <p style="text-align: center;">(以下「甲」という) と</p> <p>(以下「乙」という) は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書 (以下「業務方法書」という) に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん</p> <p>(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という) について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(価格差補てん金の返還等)</p> <p>第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠った場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p>第5条以下 [略]</p>	<div data-bbox="1167 161 1420 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>県連(全農)一農協</p> </div> <p style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書</b></p> <p style="text-align: center;">(以下「甲」という) と</p> <p>(以下「乙」という) は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書 (以下「業務方法書」という) に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん</p> <p>(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という) について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(価格差補てん金の返還等)</p> <p>第4条 甲は、乙が提出した書類に虚偽の記載があった場合や、補てん積立金の納入を怠った場合、または業務方法書附則(平成20年9月2日)に該当する場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部の不交付や、すでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を甲に返還させることができるものとする。</p> <p>第5条以下 [略]</p>

事務処理要領の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<p data-bbox="170 188 360 220">農協等一生産者</p> <p data-bbox="235 231 1070 272"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</b></p> <p data-bbox="665 308 943 336">(以下「甲」という)と</p> <p data-bbox="170 343 1128 475">(以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p data-bbox="170 515 434 544">第1条～第4条 〔略〕</p> <p data-bbox="185 584 501 612">(価格差補てん金の返還等)</p> <p data-bbox="170 620 1128 719">第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p data-bbox="170 1118 383 1147">第6条以下 〔略〕</p>	<p data-bbox="1149 188 1344 220">農協等一生産</p> <p data-bbox="1214 231 2049 272"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</b></p> <p data-bbox="1637 308 1915 336">(以下「甲」という)と</p> <p data-bbox="1149 343 2110 475">(以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書(以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てんならびに異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補てん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p data-bbox="1149 515 1413 544">第1条～第4条 〔略〕</p> <p data-bbox="1164 584 1480 612">(価格差補てん金の返還等)</p> <p data-bbox="1149 620 2110 719">第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。</p> <p data-bbox="1227 726 2098 780">2. <u>3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めることができる。</u></p> <p data-bbox="1245 786 2110 841">(1) <u>廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれの基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。</u></p> <p data-bbox="1245 847 2110 901">(2) <u>飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が前年度の3基金の合計契約数量を大きく減じる場合。</u></p> <p data-bbox="1227 908 2110 962">3. <u>乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約も再契約に応じることができないものとする。</u></p> <p data-bbox="1227 968 2110 1054">4. <u>前2項及び3項の「3基金」とは一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金を指す。</u></p> <p data-bbox="1149 1094 1361 1123">第6条以下 〔略〕</p>

事務処理要領の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
<div data-bbox="181 204 394 277" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     基金間移動転 入者下期用                 </div> <p style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</b></p> <p style="text-align: center;">(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書 (以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てん、ならび に異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補て ん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 〔略〕</p> <p><b>(価格差補てん金の返還等)</b> 第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全部 もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは 一部を返還させることができるものとする。</p> <p>第6条以下 〔略〕</p>	<div data-bbox="1160 204 1373 277" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     基金間移動転 入者下期用                 </div> <p style="text-align: center;"><b>配合飼料価格差補てん基本契約書兼数量契約書</b></p> <p style="text-align: center;">(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書 (以下「業務方法書」という)に基づき、配合飼料の通常価格差補てん、ならび に異常価格差補てん(以上の2種の価格差補てんを総称して、以下「価格差補て ん」という)について、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第4条 〔略〕</p> <p><b>(価格差補てん金の返還等)</b> 第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、乙に対し価格差補てん金の全も しくは一部を交付せず、またはすでに交付した価格差補てん金の全部もしくは一 部を返還させることができるものとする。 <u>2.3基金は乙が以下に該当する場合には、乙に補てん金の一部返還を求めること ができる。</u> <u>(1) 廃業又は他基金への移動等の合理的な理由がなく、乙が3基金のいずれ の基本契約及び数量契約の更新も行わない場合。</u> <u>(2) 飼養規模縮小等の合理的な理由がなく、乙が前年度の3基金の合計契約 数量を大きく減じる場合。</u> <u>3.乙が前項の返還を完了しない場合には、3基金いずれの基本契約及び数量契約 も再契約に応じることはできないものとする。</u> <u>4.前2項及び3項の「3基金」とは一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一 般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格 畜産安定基金を指す。</u></p> <p>第6条以下 〔略〕</p>